

コード	204010101
記入日	H23.6.10

事務事業途中評価表

課コード	114
課名	水道課
課長名	吉本 佳文
担当者	石榮 与仕徹

作成年度	平成 23 年度
------	----------

評価対象事業名称	水道使用料調定・収納事務費
----------	---------------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 - 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	2	政策名称	安全、便利、快適な生活環境づくり	款コード	1
施策コード	204	施策名称	暮らしを支える水道の整備	項コード	1
基本事業コード	20401	基本事業名称	安全で良質な水の安定供給の推進	目コード	1
事務事業コード	2040101	事務事業名称	簡易水道特別会計事業費	細目コード	324
関連計画		法令・条例規則等	新上五島町水道料金滞納整理事務手続要綱 新上五島町簡易水道事業検針及び集金委託事務規定		

計画 (PLAN)

※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象にしているのか		対象指標：対象の大きさを表す指標				
(対象1) 水道利用者		(対象指標1)	給水人口22,736人			
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
*****	・料金システムへの検針データ入力、納付書発行、収納、徴収事務 →調定金額 現年度分 501,274千円 滞納分 26,679千円 →収納金額 現年度分 496,459千円 滞納分 3,992千円	① (達成率分析)	***** 146,151件	***** 100%	納付書発行件数 146,151件+発行すべき件数146,151件	***** 平成22年度
		② (達成率分析)			検針による計量に基づき、料金算定及び徴収すべき件数について、予定どおり納入通知書を発行できた。	
目的：何をしたいのか		成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
	・簡易水道事業を行う上で、必要不可欠な水道料金を正確かつ納期までに徴収することを目的としている。この料金収入により簡易水道事業を賄うものである。	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
		① (達成率分析)	***** 99.0%	***** 99.0%	現年度分徴収率99.0% +目標現年度分徴収率100%	***** 平成22年度
		② (達成率分析)	***** 14.9%	***** 74.5%	滞納分徴収率14.9%+ 目標滞納分徴収率20.0%	***** 平成22年度
					水道給水停止執行も踏まえた未集金対策に取り組んでいるが、目標徴収率を達成できなかった。今後はさらに滞納徴収の強化を図る。	

実施 (DO)

※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		21年度以前	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画
活動指標	① 千件	886	886	740	146	146				
	②									
成果指標	① %	100	98.9	98.7	100	99.0				
	② %	20	14.8	14.7	20	14.9				
総事業費 C (A+B)	千円	258,601	258,601	219,232	39,369	39,369				
直接事業費 A	千円	111,601	111,601	93,232	18,369	18,369				
人件費 B	千円	147,000	147,000	126,000	21,000	21,000				
内訳	従事職員数	人	21.0	21.0	18.0	3.0				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円								
	県補助金	千円								
	起債	千円								
	その他	千円								
一般財源	千円	258,601	258,601	219,232	39,369	39,369				

評価

※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	・町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	水道事業管理者である町が行うべきものである。
	・時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	水道事業会計の健全運営の上で不変的なものであり、当然行うべきものである。
	・事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由	水道利用者とするので適切である。
有効性	・現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由	安定的な水道水の供給を支える上で、安定した事業収入確保は水道事業の健全化に必要である。
	・成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由	水道料金の滞納整理事務の一層の取り組み強化によって収率向上を図る。
	・事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由	住民の生活に必要な水道水を供給する水道事業の健全運営に不可欠である。
	・類似事業との整理統合はできませんか。	できる ●できない	理由	単一事業であり、他の事業と整理統合はできない。
効率性	・直接事業費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	私人徴収委託を行っているが、口座振替の推進を積極的に図るなど経費削減面から検討の余地あり。
	・人件費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	施設の維持管理人員は削減できないが、事務事業の見直しを行い民間委託を積極的に推進することにより、人件費削減を図ることが可能である。
	・受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由	平成18年10月から水道料金を改定した。

改善

改善策	1次評価	妥当性	現在のところ、計画を大幅に見直す必要はない。
		有効性	未納者対策のため、広報誌等で水道事業の広報活動を展開し、確実な水道料金徴収を図る。
		効率性	現在、未納者対策として滞納整理事務要綱によって悪質者には給水停止執行まで実施強化。また、他水道事業体では委託徴収を行っている事業体もあり、経費節減面から口座振替徴収推進の検討が必要。
		課題に向けた改善策	滞納整理事務要綱に基づき、早め早めの事務手続を行い滞納料金の増大を防止すると共に、経費節減面から口座振替推進の検討が必要。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり。
		有効性	現年度徴収分及び滞納分とも前年度徴収率より微増している。引き続き料金収入に努め、悪質滞納者には給水停止を図るなどし、町民に公平な水道供給が図られるよう努めること。
		効率性	滞納未集金の徴収に努めるとともに、事務の簡素化、徴収の利便性を図る口座振替制度などを周知し、コストの削減に努めること。

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次	
	●			このまま事業を継続
		●		事業内容を見直して事業を継続
				事業費を見直して事業を継続
	1次	2次	3次	
				類似事業と整理統合
				事業の休止
				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。